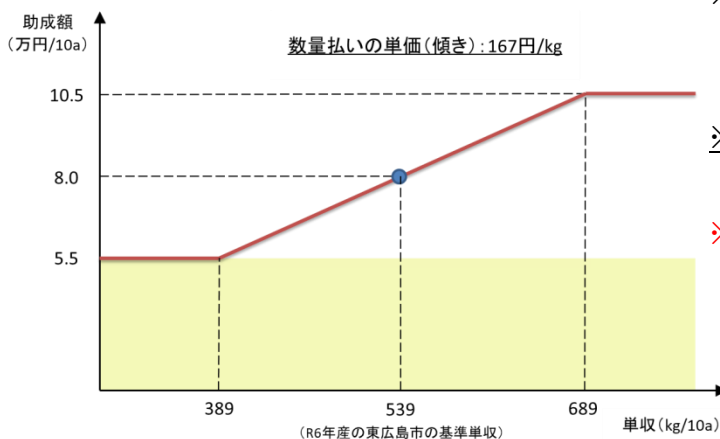


水田活用の直接支払交付金助成単価表

区分	対象作物等	要件	交付単価 (円/10a)
戦略作物 に対する 助成 【国が 設定】	麦	■出荷・販売すること。 ■実需者との播種前契約又は出荷・販売契約を 結ぶこと。	35,000 円 (永年性牧草で収 穫のみを行う年は 10,000 円)
	大豆		
	飼料作物 (水田放牧を含む。)	■出荷・販売すること。 ■耕種農家の場合は、畜産農家と利用供給協定 を結ぶこと。 畜産農家の場合は、自家利用計画書を作成す ること。 ■水田放牧の場合は、飼料作物を作付すること。 ■永年性牧草で播種を行う年については、播種 記録(種子購入伝票等)を提出すること。	
	WCS用稲 SGS		80,000 円
	米粉用米 飼料用米	■新規需要米取組計画を提出すること。 ■実需者との出荷・販売契約を結ぶこと。	【数量払】 地域の平均 単収の場合： 80,000 円程度 1kg 毎に 約 167 円増減 105,000 円 ～55,000 円 (飼料用米の一般品種 は一部異なります。)
	加工用米	■新規需要米取組計画を提出すること。 ■JA等との出荷契約に基づき出荷すること。	20,000 円

米粉用米、飼料用米への助成について

米粉用米、飼料用米については、単収向上の取り組みに支援するために、生産数量に応じて交付金を支払う「数量払」となります。



※数量払による助成については、JA等の農産物検査機関による数量の確認を受けていることが条件となります。

※収穫数量が極端に少ない場合、減収となった理由書の提出が必要となります。

※標準単収以上の収量が確実だった場合は、自然災害の場合でも、標準単価の助成をうけることができる特例措置があります。

区分	対象作物等	要件	交付単価 (円/10a)
産地 交付金 【広島県 農業再生 協議会が 設定】	広島県再生協指定品目	■次ページ下表の作物を出荷・販売すること。	6,000 円程度
	そば・なたね	■実需者との出荷・販売契約を結ぶこと。 ■契約書の写しを <u>6月30日までに</u> 提出すること。	20,000 円以内
	TMR センターを 介した堆肥投入取組	■WCS 用稲 TMR センターへ供給する WCS 用稲を栽培したほ場へ TMR センターが指定するたい肥センター又は畜産農家の堆肥の投入取組	4,000 円程度
	農地中間管理 事業促進 ※1 (令和6年度で終了予定)	■R5.9.1~R6.8.31 までに農地中間管理機構から新規で水田の転貸を受け、対象作物（戦略作物又は広島県再生協指定品目）を作付けし、出荷・販売すること。 ※加工用米は指定品種（中生新千本、アキヒカリ、あきさかり、あきろまん、こいもみじ、恋の予感）又は実需者が指定した品種（自家利用は除く）を作付けすること。	9,000 円程度
	新市場開拓への取組 ※1	■国内外の新市場の開拓を図る米穀の作付（国内用主食用米、飼料用米、加工用米等を除く）	20,000 円以内
	新市場開拓用米の 複数年契約の取組 ※1	■複数年（3年以上）契約の取組であること。 ■各年産米の契約数量は維持又は増加すること。 ■ コメ新市場開拓等促進事業に採択されること。	10,000 円以内 (契約開始年のみ)
	地力増進作物の 取組支援 ※1	■当該年度に播種及びすき込みを行うこと。 ■前作が水稻、麦、大豆、園芸品目であること。 ※対象地力増進作物／トウモロコシ、ソルガム、大豆、イタリアンライグラス、レンゲ、クリムソクローバー（基幹作のみ）	10,000 円以内



区分	対象作物等	要件	交付単価 (円/10a)
産地 交付金 【広島県 農業再生 協議会が 設定】	担 い 手 加 算 ※2	広島県再生協 指定品目	■下表の作物を出荷・販売すること。 8,000 円程度
		施設園芸取組 ※1 (令和6年度で終了 予定)	広島県再生協指定品目の作付けを目的とした園 芸施設を導入すること(中古ハウス等) ※過年度取組者に限る。 17,000 円程度
		飼料作物	■対象作物を出荷・販売すること 5,000 円程度
		米粉用米	■対象作物を出荷・販売すること 3,000 円程度
		加工用米	■指定品種(中生新千本、アキヒカリ、あきさ かり、あきろまん、こいもみじ、恋の予感) 又は実需者が指定した品種(自家利用は除く) を作付けすること。 14,000 円程度
		麦・大豆 ※1	■広島県水稲・麦・大豆栽培基準に基づいて 「土壌改良技術」、「病害虫防除・除草」、「営 農排水」の3つの技術メニューから2つ以上 のメニューを実施 8,000 円程度
		WCS用稲 ※1	■次のいずれかの要件を満たすもの。 ①1ha以上作付けすること。 ②指定品種を作付すること。 (たちすずか、たちあやか、つきすずか、 つきことか) 4,000 円程度
飼料用米 SGS ※1	■単収が地域の標準単収以上又は、標準単収の 8割以上の取組であること。 標準単収以上 13,000 円程度 標準単収8割以上 10,000 円程度		

※1 その他要件があります。取り組む場合には、事前に農林水産課へご連絡ください。

※2 担い手とは、認定農業者、集落法人、認定新規就農者、農業参入企業、集落営農をさします。

①広島県農業再生協議会の指定品目

区分	作物名					
野菜	キャベツ	アスパラガス	ホウレンソウ	トマト	ねぎ	わけぎ
	こまつな	ちんげんさい	しゅんぎく	みずな	えだまめ	きゅうり
	なす	たまねぎ				
花き	菊					
果樹	ぶどう	いちじく	レモン			

※果樹で植栽後に5年経過したものについては、交付対象外になることとされています。

区分	対象作物等		要件	交付単価 (円/10a)	
産地 交付金 【市協議 会 が設定】	地域重点品目	①	カボチャ ばれいしょ ピーマン レンコン	■出荷・販売すること。	21,000 円 程度
		②	アスパラガス キャベツ たまねぎ なす ねぎ		15,000 円 程度
	地域振興品目	エゴマ きゅうり コマツナ 大根 トマト にんじん 白菜 ホウレンソウ トルコギキョウ	9,000 円 程度		
	地産地消野菜		東広島市内へ	出荷・販売すること。	5,000 円 程度
	二毛作助成 ※1		■対象作物（戦略作物、そば、なたね）により二毛作の取り組みを行うこと。		11,000 円 程度
	耕畜連携助成 ※1		■次の取組のうちいずれかを実施すること。 ①わら利用 ②水田放牧 ③資源循環		10,000 円 程度
	担い手 加算 ※2	麦 大豆 飼料作物 (水田放牧含む)		■作付規模 1作物あたり1ha以上作付けすること。 ■排水対策を実施すること。	3,000 円 程度
		国の 戦略作物以外		■出荷・販売すること。 ※戦略作物（麦、大豆、飼料作物、新規需要米）を除く	5,000 円 程度

※ 1 その他要件があります。取り組む場合には、事前に農林水産課へご連絡ください。

※ 2 担い手とは、認定農業者、集落法人、認定新規就農者、農業参入企業、集落営農をさします。